

旭川市災害弱者緊急通報システム事業
(ホットライン119)

旭川市消防本部

旭川市災害弱者緊急通報システム事業（ホットライン119）の概要

平成2年9月14日稼動

1 目 的

ひとり暮らしの高齢者等（災害弱者）の方々について、火災・急病・事故等の緊急時の連絡体制を確立することにより、これらの方々の日常生活の不安を解消し、人命の安全を確保するとともに救命率の向上や災害による被害の軽減を図ることを目的とするものです。

2 概 要

ひとり暮らしの高齢者世帯などに緊急通報装置（小型の無線発信器・各種センサー（熱・煙・ガス）を含む）を設置して、無線発信器の押しボタンやセンサーなどからの緊急信号を自動的に消防の指令センターへ通報するもので、通報を受けた指令センターでは、通報者の情報が受信装置モニターに表示され、ハンズフリー機能で双方向の通話により通報内容を確認し、状況に応じて救急車や消防車を出動させて対応します。

3 効 果

- ① 緊急通報が自動的に行え、身体障害者（言葉の不自由な方）等の通報も可能
- ② 身体異常時にでも、電話口へ移動しないで通報し指令センターとの会話が可能
（心疾患による発作・脳出血・骨折時などにむやみに動いたり、動かしたりする必要がなくなる）
- ③ 各センサー（熱・煙・ガス）により、留守・就寝時でも災害発生の通報が自動的に行え、消防車の早期出動が可能
- ④ 消防の早期出動が可能となるため、救命率の向上や被害の軽減が期待できる

4 緊急通報装置の設置対象者（無料）

- ① ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）で、身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方
- ② ひとり暮らしの重度の身体障害者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方
- ③ ひとり暮らしの者で、突発的に生命に危険な病状が発生する持病を有する方
- ④ 高齢者（65歳以上）のみの世帯で、いずれかの者が寝たきりのために緊急事態に機敏に対応することが困難な方
- ⑤ その他①～④と同等と認められる方

* 設置対象者以外の方でも、通報装置を自費で設置して、システムを利用することができます。

5 緊急通報装置の設置数（平成19年7月31日現在） 5, 264世帯

内 訳

市費設置（無料） 3, 197世帯

平成2年度	360	世帯	平成11年度	290	世帯
平成3年度	640	世帯	平成12年度	73	世帯
平成4年度	670	世帯	平成13年度	73	世帯
平成6年度	73	世帯	平成14年度	73	世帯
平成7年度	273	世帯	平成15年度	73	世帯
平成8年度	73	世帯	平成16年度	73	世帯
平成9年度	73	世帯	平成17年度	80	世帯
平成10年度	40	世帯	平成18年度	0	世帯

寄付採納等 260 世帯

自費設置（市営住宅1, 208世帯を含む） 2, 067世帯

6 設置費助成事業

① 目的

ひとり暮らしの高齢者世帯、身体病弱な高齢者等が同居する世帯に対し、自費で緊急通報システムを設置する場合、設置費用の一部を助成し、これらの方々の日常生活の不安の解消及び人命の安全を確保するとともに救命率の向上及び災害による被害の軽減を図ることを目的とするものです。

② 助成対象世帯

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯の方
- ・ 65歳以上の身体病弱な高齢者が属する世帯の方
- ・ 身体障害者（1級から3級まで）の属する世帯の方
- ・ その他①～③と同等と市長が認めた世帯の方

③ 助成額

緊急通報システムの通報装置の設置費用の3分の1（千円未満は切り捨て）で、最高限度額が4万円となっています。

旭川市訪問健康相談等推進事業

(あんしん訪問)

旭川市消防本部

旭川市訪問健康相談等推進事業（あんしん訪問）の概要

1 経緯

当本部では、高齢化の進展を見据え、災害弱者（災害時要援護者）の方々にとって、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、平成2年度から「災害弱者緊急通報システム事業」を始めました。

また、昭和57年から行ってきました「寝たきり高齢者訪問事業」を平成13年度に「災害弱者訪問サービス事業」として対象者を広げ、防火点検・防火指導を行っております。

さらに、平成15年度からは「訪問健康相談等推進事業」を開始し、防火指導に合わせ、救急の予防という観点から、健康不安を少しでも取り除き、明るく生活できる支援をさせていただいております。

2 事業目的

高齢者の災害弱者に対し、防火指導及び防火点検と併せて保健師による健康相談等を通じ、火災予防はもとより、予防救急や健康上の不安解消などを図り、もって安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的としています。

3 用語の定義

(1) 消防職員等

消防職員、消防団員のほか、ホットライン119の利用機器に関する点検資格者及び安心協力員をいう。

(2) ほのぼのサービス

旭川市災害弱者訪問サービス事業をいう。

(3) バイタルサイン

血圧、脈拍、血中酸素飽和濃度及び体温をいう。

(4) 訪問側通信装置

バイタルサイン測定端末、通信端末及びテレビ電話周辺機器等をいう。

(5) センター側通信装置

訪問健康相談等システムのセンター装置で、通信端末及びテレビ電話周辺機器等をいう。

(6) モニター画面

センター側通信装置と訪問側通信装置のモニター画面をいう。

- (7) ホットライン119
旭川市災害弱者緊急通報システムをいう。
- (8) 相談情報
本事業によって収集された対象者のバイタルサイン測定結果等の各種情報をいう。
- (9) 利用者情報
ホットライン事業の利用者のID、氏名及び住所等の各種情報をいう。

4 従事者

- (1) センター側通信装置担当 保健師の資格を持つ消防職員
- (2) 訪問側通信装置担当 消防職員等2名1組

5 実施内容、方法

- (1) 消防職員等が「ほのぼの訪問」等に合わせ、訪問側通信端末装置を持参し、次のことを実施します。
 - ア 訪問側通信装置を使用し、センター側通信装置との間で動画像・音声を送受信する。
 - イ 訪問側通信装置を使用し、対象者のバイタルサインを測定するとともに、その測定結果をセンター側通信装置へ送信する。
 - ウ 保健師と対象者は、モニター画面を通じ、フェイスtoフェイスでバイタルサイン測定結果を見ながら、健康に関する相談等を実施する。
- (2) センター側通信装置とホットライン119のセンター装置をオンラインで結ぶ事により、次のことを実施します。
 - ア ホットライン119のセンター装置において緊急通報を受信した場合に、相談情報を災害支援情報として瞬時に提供する。
 - イ ホットライン119事業の利用者情報の提供を受け、本事業の相談情報の一部として活用する。

6 対象者

- (1) ホットライン119設置対象者
 - ア ひとり暮らしの高齢者(65歳以上)で、身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な者
 - イ ひとり暮らしの重度の身体障害者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な者

- ウ ひとり暮らしの者で、突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する者
- エ 高齢者(65歳以上)のみの世帯で、いずれかの者が寝たきりのために緊急事態に機敏に対応することが困難な者
- オ その他前各号の者と同等と認められる者

(2) ほのぼのサービス対象者

- ア 満65歳以上の単身世帯生活者
- イ 日常生活について介護を必要とする満65歳以上の者
- ウ 満65歳以上の夫婦等の二人暮らしのうち、一方の同居者が満80歳以上の者
- エ 医師により認知症と診断され、日常生活が困難と思われる満65歳以上の者
- オ 身体、知的、又は精神に障害を有し、その程度が重度の者
- カ その他前各号の者と同等と認められる者

7 実施数

平成15年度	1, 237件
平成16年度	4, 099件
平成17年度	4, 074件
平成18年度	4, 188件

8 今後について

災害時の避難誘導などの活動を円滑に行うためには、地域における高齢者等の災害弱者を普段の生活から支援し、信頼を確保することが必要であり、地域で活動している消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織及び防災ボランティアが主体となり福祉行政と連携を取りながら、本事業を展開して行くものです。

※ 旭川市消防本部では、「高齢者」や「お年寄り」という名称は、人生の先輩に対する呼び方としてふさわしいものではないという考えから、65歳以上の方をスーパーエイジ「年超者」と呼ばせていただいています。

旭川市災害弱者訪問サービス事業

(ほのぼのサービス)

旭川市消防本部

災害弱者訪問サービス（ほのぼのサービス）の概要

1 目 的

年超者等の在宅支援サービスの一つとして、防災対策を核とした幅広い予防行政を行うことにより、年超者等が安全で安心して暮らすことのできるサービスを各関係機関と連携して提供することを目的としている。

2 実施内容

- (1) ほのぼの電話 電話又はFAXにより対象者の様子や防火等の相談を受けたり、災害被害の有無や訪問日を確認
- (2) ほのぼの訪問 対象世帯を訪問し、防火点検や避難の方法等、あるいは不安や悩み事の相談等、広範囲な防災指導を実施
- (3) ほのぼの手助け 暮らしの中の不安や危険を少しでも解消するための応急処置や助言・指導、関係機関への連絡及び福祉情報等を提供
- (4) ほのぼのグッズ 外出先でケガや急病等の緊急事態が発生したとき、家族や関係機関への連絡に役立つ名前や連絡先等が記載できるキーホルダーや、杖や靴等に貼ると交通安全にも役立つ夜光シール等

3 実施方法

- (1) ほのぼの電話により、対象者と防火等の相談や訪問日の確認をする。
- (2) ほのぼの訪問は2名1組で実施する。職員2名又は職員1名に消防団女性分団員又は婦人防火クラブ員1名の組み合わせとし、年1回の訪問を原則とする。
- (3) ほのぼの訪問時、必要に応じて、処置や関係機関への連絡等の、ほのぼの手助けを実施する。また、希望によりほのぼのグッズを配布する。

4 対象者

- (1) 一人暮らしの年超者 満65才以上の年超者の単身世帯生活者
- (2) 在宅寝たきりの年超者 日常生活について介護を必要とする満65才以上の年超者が居住又は同居する世帯
- (3) 年超者夫婦等 満65才以上の夫婦等の二人暮らしの年超者世帯のうち、一方の同居者が満80才以上の世帯
- (4) 認知症の年超者 医師により認知症と診断され、日常生活が困難と思われる満65才以上の年超者が居住又は同居する世帯
- (5) 重度障害者 重度の身体障害を有する者が居住又は同居する世帯
- (6) その他 (1)～(5)の者と同等と認められる者

5 実施数

平成13年度	1, 749件
平成14年度	2, 141件
平成15年度	2, 413件
平成16年度	2, 357件
平成17年度	2, 915件
平成18年度	4, 871件

6 今後について

本事業実施時に、「訪問健康相談等推進事業（あんしん訪問）」も同時に実施し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

また、女性消防団員や婦人防火クラブ員のみならず、男性団員、各防火クラブ・団体及びボランティア団体にも参加を働きかけ、隣保共助の精神に基づいた全市的な事業としての展開を図る。

※ 旭川市消防本部では、「高齢者」や「お年寄り」という名称は、人生の先輩に対する呼び方としてふさわしいものではないという考えから、65歳以上の方をスーパーエイジ「年超者」と呼ばせていただいています。